

モラルハラスメントを知る ～DVは身体的暴力だけではありません～

身体に対する暴力は、DV(ドメスティック・バイオレンス)の一部にすぎません。
精神的暴力・性的暴力・経済的暴力による被害も深刻です。

本講座では、弁護士で、DV・モラルハラスメント(以下モラハラ)の被害者支援のために長年活動され、2013年には話題になった共著「モラル・ハラスメントのすべて」(講談社)を出版された露木肇子さんを講師に迎え、被害を受けている当事者にとっても、周りの第三者にとっても、非常にわかりにくい モラハラ について、また 自分の夫が、あるいは友人の夫が、モラハラ夫だとわかったとき、どうすればいいのか? などについて、わかりやすくお話しいたします。



モラルハラスメントとは!?

精神的暴力のなかでも、モラルハラスメント(モラハラ)は、言葉や態度によって、巧妙に人の心を傷つけます。
例えば、無視し続けたり、監視したり、異常に嫉妬したり、平気で嘘をついたり、計算高く、自己中心的であったり…。被害者は気づかないうちに、支配され精神的に追い詰められ、冷静な判断ができなくなることがあります。



★日時：2018年3月17日(土) 14:00～16:00

★講師：露木 肇子さん

弁護士。東京弁護士会所属。早稲田大学卒業後、1984年弁護士登録。1993年に多摩総合法律事務所を開設し、DV被害者支援など、女性の立場に立った活動を行っている。東京三弁護士会多摩支部DV法律相談員、東京ウィメンズプラザDV研修講師。「DVホットライン/八王子」など、4つのDV被害者支援団体会員。八王子市・町田市では女性のための法律相談員も務める。

★対象：モラルハラスメントに関心がある方、どなたでも。女性のみ。

★参加費：1,000円

★会場：横浜YWCA(JR・市営地下鉄「関内駅」徒歩8分。裏面地図。)

★問合せ・申込み：お電話・Eメール・FAXにて、横浜YWCAまでご連絡ください。

FAXでのお申し込みの方は裏面をご利用ください。

※ご参加いただけない場合のみ、こちらからご連絡させていただきます。

申込用紙

FAX 送信先 **045-662-0926**

※ご記入の上、このまま送信いただけます。

参加日	2018年3月17日(土)
名前 (通称可)	
電話番号	FAX あり・なし (○をつけてください)
ご要望等 あれば	

ご記入いただいた個人情報は、横浜YWCAの講座運営のために使用します。

後日、横浜YWCAの催し物案内をお送りすることもございますが、不要であればご連絡ください。

※ご参加いただけない場合のみ、こちらからご連絡させていただきます。

会場へのご案内

- JR京浜東北・根岸線「関内駅」南口
「石川町駅」北口より徒歩7分
- 市営地下鉄「関内駅」
1番出口より徒歩8分
- みなとみらい線「日本大通駅」
2番出口より徒歩10分

※YMCAと間違えやすいのでご注意ください。



横浜YWCA「ゆう」

★暴力を受けた女性のための支援事業です。一人ひとりの女性が、その人らしく、安心、安全、健康に生きていけるように願い、弁護士、カウンセラー、元相談員等の専門家と共に、横浜YWCA会員やボランティアが活動しています。

★活動を支える会員や多くの方の寄付により、成り立っています。さまざまな形でのご支援、ご協力を、お願い申し上げます。

郵便口座番号：00220-5-16246

口座名義：公益財団法人横浜YWCA

<お申込み・お問合せ先>

横浜YWCA (受付はすべて女性です)

〒231-0023 横浜市中区山下町 225 番

電話：045-681-2903

Eメール：office-yokohama@ywca.or.jp

ホームページ：http://yokohama-ywca.jp/

YWCA

(ワイ・ダブリュー・シー・エー Young Women's Christian Association)は...キリスト教を基盤に、世界中の女性が言語や文化の壁を越えて力を合わせ、女性の社会参加を進め、人権や健康や環境が守られる平和な世界を実現する国際NGOです。